

出版物に関する権利検討委員会（仮称）

第1分科会 第3回 議事録

日時：2013年3月13日（水） 16:30～18:00

場所：日本出版会館 4階会議室

出席：萩原恒昭（凸版印刷株式会社 法務本部 役員待遇本部長）

吉村隆（一般社団法人日本経済団体連合会 産業技術本部主幹）

伊藤真（ライツ法律特許事務所 弁護士）、植村八潮（専修大学文学部教授）、内田

豊（日本楽譜出版協会）、落合早苗（日本ペンクラブ）、片寄聡（日本書籍出版協会）、

幸森軍也（マンガジャパン）、佐藤隆信（日本雑誌協会）、瀬尾太一（日本写真著作

権協会常務理事）、高須次郎（日本出版者協議会会長）、高橋靖典（日本文藝家協会

事務局長）、田中敏隆（日本雑誌協会）、千葉洋嗣（日本漫画家協会）、永井祥一（日

本出版インフラセンター専務理事）、野間省伸（日本電子書籍出版社協会）、星晶広

（21世紀のコミック作家の会／弁護士）、山田健太（専修大学文学部教授）

榊原美紀・赤松耕治・明石康範（電子情報技術産業協会／JEITA）

香月啓佑（インターネットユーザー協会／MIAU）

陪席：村瀬拓男（弁護士）、柳与志夫（国立国会図書館）

配布資料：「電子書籍の流通と利用の促進に資する『電子出版権』の新設を求める」

日本経済団体連合会

司会進行：山田健太

議事進行

◎司会：本日は非公開の会議であり、議事の内容は各委員が代表する団体内のみでの利用に限る。

<以下、経団連出席者からの電子出版権新設に係る説明>

◎電子書籍では、スマートフォン、タブレットの売り上げが伸びてビジネスが本格化してきた。ストアも2010～12年にかけて充実してきた。次はコンテンツだ。アメリカでは200～250万点のコンテンツがあるが日本は20万点。日本でも、魅力あるコンテンツがたくさんあって自由に買えるのが望ましい。電子書籍ビジネスは転換期にあり、健全な発展が望まれる。インターネット上で違法な行為が行われていると聞いている。これはビジネスモデル構築にあたっての懸念材料だ。違法行為に対抗するのは著作者だが、現

実には難しい。出版者と著作者が契約をしっかりとんでも、現状では紙に関しては対抗できるが、ネット上の違法行為には対抗できない。

◎前向きに出版ビジネスを育てていくという気持ちはみな同じ。しかし守るための手段について、見解が違う。隣接権は権利処理の複雑化を招き、流通を阻害するおそれがある。さらに賛同者があまりいるとは認識できない。そういう中で、議員立法で進めるといふ動きがある。権利の創設は、既存の法体系上の権利者間のバランスを崩すということなので、崩した後の新しいバランスの姿に関し、多様なステークホルダーで議論するプロセスが必要。特定の業界の話だけを聞いて法律を変えるべきではない。文化庁に議論の座敷を開くべき。

- ◎「電子出版権」は契約によって発生する権利である。大手出版者はほぼ契約をしているが出版業界全体では不十分で、他業界からみても不十分だ。契約をしっかりとやるビジネスモデルが必要。電子出版権は「契約」を促進する。

<以下、出席者による質疑応答・意見交換>

- ◎出版者と著作者の契約は進んでいる。「契約が進んでいない」と言っているのは研究不足ではないか、ある団体からは、99.9%契約がされているといった意見があった。

- ◎出版社と著者との契約について不透明に思われるのは、契約のタイミングでは。漫画では契約は単行本出版の時に結び、それ以前はない。「(雑誌に)描きますよ」といってもその時は執筆契約を結ばない。だから執筆から契約までタイムラグがある。微温湯的で、欧米型の厳密さが無いのは確かだが、ゆるさが心地よいこともある。

- ◎隣接権は自動発生する。出版社は3000~4000あるが、その全てが電子化を行うわけではない。そこにあまねく隣接権を与えるのはどうか？電子を生業としたい人に与えれば、ビジネスへの新規参入が促進される。電子出版権は契約により発生する。著作者は、いやなら契約をしなればいいのだから、マイナスの影響がない。電子出版権には著作者の意見がいちばん反映される。(経団連)

- ◎紙の出版物に関しては「日本型出版業」とでもいうべき蓄積がある。既存の出版社ではなく新規に参入する業者が、今までの日本型出版文化に対して、違うルールを当てはめてくるのではという懸念が著作者にはある。既存の出版社でないところは実売印税だったり、配分率が低かったり契約内容が著作者にシビアすぎる。出版社は長年のつきあいがあるから、そこまで著作者にきびしくない。そういう現状理解をしてほしい。

- ◎ 今回の電子出版権は、海外での違法流通に対抗するためには優れている、と思う。アメリカなどでも通用する。

- ◎ 紙媒体のコピーの件は、既に20年前の版面権の議論で決着がついている。但し紙の本のPDF化で流通することへの対応を検討する余地はある。(経団連)

- ◎ 隣接権は紙の本のPDF流通などに有効だ。電子出版権と隣接権は両立するのではな

いか。

- ◎ 2つは必要なく「電子出版権」の1つでよいと考えている。(経団連)
- ◎違法流通に対して出版者が主体的に対応できるために何らか権利付与が必要だと共有できてありがたい。ひとつ確認したい。仮に文化庁が議論の場になり、隣接権が結論になった場合、経団連はその結論を尊重するのか？
- ◎「電子出版権」が結論となるよう努力しており、その先のことは考えていない。(経団連)
- ◎隣接権というオプションがあつて、電子出版権があり、お互い議論を積み上げてゆくのがわかった。著作者としても議論の積み上げに賛成。広い範囲の人の議論の中でコンセンサスが得られることを望む。

以上